

特定都市鉄道整備促進特別措置法

1. 案内情報

- 手続名 : a. 特定都市鉄道整備事業計画の認定
b. 特定都市鉄道整備事業計画の変更の認定
c. 特定都市鉄道整備事業計画の中止の承認
- 手続根拠 : a. 特定都市鉄道整備促進特別措置法第3条第1項
b. 特定都市鉄道整備促進特別措置法第3条第5項
c. 特定都市鉄道整備促進特別措置法第4条
- 手続対象者 : a. 特定都市鉄道整備事業計画の認定を受けようとする鉄道事業者
b. 特定都市鉄道整備事業計画の変更の認定を受けようとする認定事業者
c. 特定都市鉄道整備事業計画の中止の承認を受けようとする認定事業者
- 提出時期 : 認定又は承認を受けようとするとき
- 提出方法 : 認定申請書を作成し、特定都市鉄道整備促進特別措置法施行規則に定める書類及び図面を添付して、地方運輸局鉄道部監理課に提出して下さい。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : 特定都市鉄道整備促進特別措置法施行規則第3条又は第5条を参照して下さい。
- 申請書様式 : 認定申請書（一太郎・WORD・PDF・HTML）
- 記載要領・記載例 : 国土交通省鉄道局都市鉄道課都市鉄道整備促進対策室又は提出先となる地方運輸局鉄道部監理課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先：関東運輸局鉄道部監理課 045 - 211 - 7239（直通）
中部運輸局鉄道部監理課 052 - 952 - 8030（直通）
近畿運輸局鉄道部監理課 06 - 6949 - 6439（直通）

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：国土交通省鉄道局都市鉄道課都市鉄道整備促進対策室

03 - 5253 - 8111(内線40 - 412)

関東運輸局鉄道部監理課

中部運輸局鉄道部監理課

近畿運輸局鉄道部監理課

3 . 手続情報

審査基準 : 特定都市鉄道整備促進特別措置法第 3 条第 2 項

標準処理期間 : 3 箇月

不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)